

大阪府とデロイト トーマツ コンサルティング合同会社との
成長産業振興施策の推進に関する連携協定書

大阪府（以下「甲」という。）とデロイト トーマツ コンサルティング合同会社（以下「乙」という。）は、成長産業の振興に関する連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の緊密な連携と協働により、甲が担う大阪の成長産業の振興を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協働する。

(1) 大阪における空飛ぶクルマの社会実装の実現に関すること

(2) その他、大阪の成長産業の振興に関すること

2 甲と乙は、前項各号の取組みを進めるにあたり、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

3 甲と乙は、第1項各号に掲げる事項について、乙が甲に対し専門的知識を有する人材を派遣することとし、必要な事項については、別途協議の上、取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に定める業務を行う上で知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

令和4年7月14日

甲 大阪府知事

乙 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
丸の内二重橋ビルディング
デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

代表社員